

随意契約の状況		担 当 課 : 消防本部 警防救急課		
		契 約 日 : 令和7年7月11日		
件名	契約の概要	契約期間	契約の相手方	契約金額(円) 税込 (税抜)
八雲町消防救急 デジタル無線保 守点検業務	八雲町消防救急デジタ ル無線の保守点検業務 (定期点検)	令和7年7月11日 ～ 令和8年3月20日	函館市中道1丁 目14番1号 函館三協通信 株式会社 代表取締役 佐々木 栄市	1,573,000 (1,430,000)
随意契約とした理由及び随意契約の相手方を選定した理由 ・ 当町の消防救急デジタル無線整備を行った業者であり、システムの構築等を把握している。 ・ 道南で唯一実施可能とする業者で、機器故障等の緊急時に距離的、時間的リスクが最も少なく迅速に対応が可能である。 ・ 以前運用していた消防アナログ無線の整備業者で、機器の保守点検業務等においても、随意契約で請け負っており、無線機器の特徴及び保守技術を熟知している。 【根拠法令】 ・ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による競争入札に適さないものとして随意契約とする。				